

(別表) 倫理規程第4条関係

1. 当協会の倫理規程第4条には、“利害関係者及び官公庁との節度ある関係”が規定されているが、官公庁等との関わりにおける具体的な行動の基準を、以下の通り定める。なお、この基準に該当しない状況への対応は、専務理事、事務局長又は服務管理者である総務部長に相談の上、決めることとする。
2. 表中、倫理規程上、「可」とする場合を○、「不可」とする場合を×、として表記した。
3. 中央省庁等(含 独立行政法人)との関わりは、当協会が主務五省の利害関係団体に該当する(=当協会は、容り法第30条の規定に基づき主務省庁からの立ち入り検査等を受ける立場にある)との視点から、「国家公務員倫理法・倫理規程」を踏まえて、対応する。
4. 市町村との関わりは、各市町村が定める倫理規程あるいは倫理に関する条例等による問題の有無を先方に確認の上、対応する。

		特定事業者 及び 関連団体	市町村 及び 関連団体	再商品化事 業者・利用事 業者 及び 関連団体	中央省庁 等(含 独 立行政法 人)	有識者 (含 監事)	業務委託先	物品調達先 (備品、飲食物等 の購入先)		
相手先から	贈答関係	現金、金券等を受取る (金券には、ビール券など特定の 商品との交換券を含む。)	×	×	×	×	×	×		
		中元・歳暮等で贈答品を受取る	×	×	×	×	×	×		
		「手土産」(菓子折など)を受取る	○	○	×	×	○	×	×	
	注:×の相手先から、当協会又は自宅へ送られてきた時は、倫理規程の趣旨を連絡する文書と併せて返送するなど、先方の心証を害さないような配慮をしつつ対応する。									
	飲食関係	会議等に付随して、弁当・飲 物、菓子等をご馳走になる	○	○	○	○	○	○	○	
		食事をご馳走になる	○	×	×	×	○	×	×	
		注1:×の相手先と一緒に食事をした時は、割り勘、又は人数に応じた割り勘とする。この場合、協会側出席者に対する支出上限は1人当たり5,000円とし、それを超える部分は自己負担とする。 注2:×の相手先であっても、不特定多数が出席する会議等で出席者全員に出される弁当については、上記「会議等で飲み物、菓子などを馳走になる」を適用し、可とする。								
		飲食を伴うパーティーに、多くの 事業者の1社として参加する (無料の場合も含む)	○	○	○	×	○	×	×	
	その他	タクシーチケットを受取る	×	×	×	×	×	×	×	
		注:相手先がチケットを直接運転手に渡した時は、そのチケットを回収し、倫理規程の趣旨を連絡する文書と併せて返送するなど、先方の心証を害さないような配慮をしつつ対応する。。								
先方の車で送迎してもらう		○	○	○	○	○	○	○		
ゴルフ又は旅行の供応を受ける	×	×	×	×	×	×	×			
相手先に	贈答関係	現金、金券等を渡す (金券には、ビール券など特定の 商品との交換券を含む。)	×	×	×	×	×	×		
		中元・歳暮等で贈答品を贈る	×	×	×	×	×	×		
		「手土産」(菓子折など)を持参 する	○	○	×	×	○	×	×	
	注:×の相手先であっても、社交辞令的な手土産に限って、例外的に持参する事を可とする。									
	飲食関係	会議等に付随して、弁当・飲 物、菓子等をご馳走する	○	○	○	○	○	○	○	
		食事をご馳走する	○	○	×	×	○	×	×	
		注:×の相手先と一緒に食事をした時は、割り勘、又は人数に応じた割り勘とする。この場合、協会側出席者に対する支出上限は1人当たり5,000円とし、それを超える部分は自己負担とする。								
	その他	タクシーチケットを渡す	×	×	×	×	○	×	×	
ゴルフ又は旅行を供応する		×	×	×	×	×	×	×		

※「相手先に」については、協会費用でなく個人の負担で実施することも同様の判断とする。